

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和6年11月29日付、保医発1129第8号」により、下記の検査項目診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

新規収載項目

- 抗GM-CSF抗体
- FGFR2融合遺伝子標本作製

保険収載内容の一部変更項目

- TARC

適用日

2024年12月1日(日)より適用

※詳細につきましては、裏面の内容をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060

新規収載項目

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
抗GM-CSF抗体	1,380点 (460点×2回分 ×係数150/100)	免疫 144点	「D014」 自己抗体検査 の「43」	(31) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺 胞蛋白症が疑われる患者に対して、イ ムノクロマト法により測定した場合に、 区分番号「D014」自己抗体検査の「43」 抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体の所 定点数2回分を合算した点数を準用し、 「希少疾病等の検査に用いるものとし て配慮が必要な体外診断用医薬品に 係る技術料の設定方法」に基づく係数 150/100を乗じ算定する。なお、診断時 に1回に限り算定でき、経過観察時は 算定できない。
FGFR2融合遺伝子 標本作製	7,824点 (6520 ×係数120/100)	病理 130点	「N005-2」 ALK融合 遺伝子 標本作製	(2) FGFR2融合遺伝子標本作製は、治癒 切除不能な胆道癌患者を対象として、 FGFR阻害剤の投与の適応を判断する ことを目的として、FISH法(Break-apart 法)により遺伝子標本作製を行った場 合に、本区分のALK融合遺伝子標本作 製を準用し、「希少疾病等の検査に用 いるものとして配慮が必要な体外診断 用医薬品に係る技術料の設定方法」に 基づく係数120/100を乗じ算定する。な お、当該薬剤の投与方針の決定までの 間に1回を限度とする。

保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が追加されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
TARC	179点	免疫 144点	「D015」 血漿蛋白 免疫学的検査 の「18」	(6) 「18」のTARCは、以下のいずれかの 場合に算定できる。 ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の 補助を目的として、血清中のTARC量 を測定する場合に、月1回を限度とし て算定できる。 イ <u>薬剤性過敏症症候群が疑われる患 者に対し、当該疾患の鑑別診断の補 助を目的として、血清中のTARC量を 測定する場合に、一連の治療につき1 回を限度として算定できる。ただし、 医学的な必要性から一連の治療につ き2回以上算定する場合においては、 その詳細な理由を診療報酬明細書の 摘要欄に記載すること。</u> ウ COVID-19と診断された患者(呼吸 不全管理を要する中等症以上の患者 を除く。)の重症化リスクの判定補助 を目的として、血清中のTARC量を測 定する場合は、一連の治療につき1回 を限度として算定できる。